

## ○消防用設備等点検済表示制度推進要綱

(平成3年4月1日 消安セ規程第11号)

(最終改正) 平成25年4月1日 消安セ規程第1号

平成25年4月1日 消安セ規程第6号

### (趣 旨)

第1 この要綱は、適正な点検を通じて消防用設備等（この要綱において、特殊消防用設備等を含む。）の維持管理の徹底を図り、点検実施者の責任の明確化、その資質の向上及び防火対象物の関係者等による点検の確実な履行の促進を目的とする消防用設備等の点検済表示制度（以下「点検済表示制度」という。）を一層円滑に推進するために必要な事項を定める。

### (点検済表示制度に係る関係者の協力)

第2 次に掲げる者は、消防用設備等の適切な維持管理に資することを目的として、一致協力して点検済表示制度の推進に努めるとともに、点検済表示制度の円滑な実施を図るため、関係消防機関に対し、指導、協力を要請するものとする。

- (1) 点検済表示制度を利用する防火対象物の関係者
- (2) 消防設備士又は消防設備点検資格者の資格を有し点検を行う者（この要綱において「点検実施者」という。）
- (3) 一般財団法人日本消防設備安全センター（以下「安全センター」という。）
- (4) 消防用設備等の設置及び維持管理の適正化を図ることを主たる目的として都道府県知事の認可を受けて設立された公益法人又はこれに準ずる団体で安全センターが認めた団体（以下「設備協会」という。）

### (点検済票)

第3 点検済票とは、消防用設備等の点検が適正に行われた場合に、その証として当該消防用設備等に貼付されるラベルで、設備協会が作成し、交付するものをいう。

- 2 点検済票の種類は、消火器用及び消火器以外の消防用設備等用とし、デザイン、記載事項、形状、寸法、材質等の様式は、別紙1の点検済票による。
- 3 設備協会は、必要に応じて、別紙1に準じた補助ラベルを作成することができる。
- 4 前項の補助ラベルは、第1項の点検済票に併せて表示する場合に限り使用することができるものとする。ただし、改善しなければならないことを示す補助ラベルについては、この限りでない。

### (点検済票の貼付対象設備及び表示位置)

第4 点検済票の貼付対象設備及び表示位置は、別紙2のとおりとする。

なお、必要に応じ、補助ラベルを別紙2に掲げる表示位置以外の位置に貼付することができるものとする。

### (登録及び点検済票の交付)

第5 設備協会は、次に掲げる者を登録し、第3の点検済票（第3第3項の規定による補助ラベルを含む。以下同じ。）を交付することができる。

(1) 次の要件を満たす消防用設備等の点検を業とするもの（この要綱において「点検事業者」という。）

ア 消防設備士又は消防設備点検資格者を有していること。

イ 適正な点検を行うために必要な機器工具を有していること。

ウ 消防用設備等の点検業務を継続して行うことができる経済的基盤を有していること。

(2) 点検事業者以外の者で、前号ア及びイの要件を満たすもの  
(点検済票の貼付)

第6 点検済票は、消防用設備等の点検を適正に終了したときに、その都度点検実施者が各消防用設備等に貼付する。

2 点検の結果、消防用設備等に不良内容があった場合、改善が図られるまでの間は点検済票（第3第4項ただし書の規定により使用される補助ラベルを除く。）を貼付しない。

(点検業務に係る損害賠償責任保険)

第7 点検事業者で第5第1号により点検済票の交付を受けようとするものは、点検業務に起因して発生する事故による法律上の損害を賠償するための保険（以下「損害賠償責任保険」という。）に加入していなければならない。

(点検済票の交付停止及び返還並びに登録の抹消)

第8 設備協会は、第5により点検済票を交付した者（この要綱において「点検事業者等」という。）が、当該点検済票の不正使用若しくは不適切な管理又は点検内容の著しい不備その他の点検済表示制度の信用の失墜を招く行為を行った場合には、点検済票の交付を停止し、登録を抹消するものとする。

2 前項の場合又は点検事業者等が第5第1号又は第2号のいずれか一の要件を満たさなくなった場合は、当該点検事業者等は、既に交付を受けた点検済票を設備協会に返還しなければならない。

3 第1項の処分は、当該設備協会が設置する「消防用設備等点検済表示管理委員会」（以下「管理委員会」という。）の審査を経て行うものとする。

4 管理委員会の組織、運営等の細目については、安全センターの示す（例）を参考に、各設備協会が定める。

(点検済表示制度に係る関係者の役割)

第9 点検済表示制度を利用する防火対象物の関係者、点検実施者並びに安全センター及び設備協会は、相互の協力の下に、それぞれ次に掲げる事項に係る役割を十分認識し、かつ、その責任を果たすよう努めるものとする。

(1) 点検済表示制度を利用する防火対象物の関係者は、次に掲げる事項を遵守すること。

ア 点検を実施した消防用設備等について、点検済票を識別が容易な場所に貼付させることにより、当該防火対象物の利用者等に対し、消防用設備等が適切に維持管理されている旨を明示すること。

イ 点検実施者が点検を実施する際には、原則として立ち会い、点検が適正に実施されていることを確認すること。

- (2) 点検実施者は、点検業務の適正な遂行に努めるとともに、次に掲げる事項を遵守すること。
- ア 防火対象物に設置されている消防用設備等の点検を、点検基準及び点検要領に従い、適切かつ確実に行うこと。
  - イ 点検を実施した消防用設備等のうち、不良事項のないものには、点検済票を貼付すること。
  - ウ 点検の結果の詳細を防火対象物の関係者に報告するとともに、不良事項があったものについては、その改善方法、措置内容を説明すること。
  - エ 消防用設備等に係る講習、研修等に積極的に参加し、点検に係る知識、技術の習得に努めること。
- (3) 安全センターは、点検済表示制度が全国において統一的に運用されるよう、次に掲げる事務を行うこと。
- ア 設備協会の代表、消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する学識経験者及び専門的知識を有する者等で組織する「消防用設備等点検済表示推進委員会」の設置及び運営に関すること。
  - イ 点検済表示制度の実施に係る各種規程(例)等の策定に関すること。
  - ウ 点検済表示制度の全国的な実施状況の調査に関すること。
  - エ 点検事業者を対象とする損害賠償責任保険制度の企画、指導に関すること。
  - オ 広報、講習及び研修に関すること。
  - カ 優良点検事業者等の表彰に関すること。
  - キ その他点検済表示制度を適正に推進するために必要な事項に関すること。
- (4) 設備協会は、点検済表示制度を公正かつ円滑に実施するため、設備協会が定める規程等に基づき、次に掲げる事務を行うこと。
- ア 防火対象物の関係者、都道府県、消防機関、点検実施者等の代表で組織する管理委員会の設置及び運営に関すること。
  - イ 点検済票の交付及び管理に関すること。
  - ウ 点検事業者を対象とする損害賠償責任保険の加入状況の確認に関すること。
  - エ 点検済票の交付対象となる点検事業者等の要件の確認等に関すること。
  - オ 点検事業者等の点検業務の遂行状況等の確認に関すること。
  - カ 点検事業者等に対する点検済票の交付停止、登録抹消等の必要な措置に関すること。
  - キ 点検実施者に対する講習、研修等の実施及び点検技術と倫理意識の向上普及に関すること。
  - ク 消防用設備等に係る点検制度及び点検済表示制度の目的及び必要性に係る啓発、広報に関すること。
  - ケ 安全センターに対する点検済表示制度の実施状況の報告に関すること。
  - コ 優良点検業者等の表彰に関すること。
  - サ その他点検済表示制度を適正に運用するために必要な事項に関すること。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成3年5月1日から実施する。
- 2 この要綱第6第1項の点検済票の表示に関する規定は、当分の間、点検の一部について適用しないものとして運用することができる。
- 3 この要綱の実施の際、現に消防用設備等点検済表示制度を実施している保守協会については、平成8年3月31日までの間、従前の例により運用することを妨げない。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際、現に点検済表示制度を運用している場合にあっては、推進要綱に基づく点検済表示制度との整合を図るよう計画的に整備を進め、平成11年3月31日までに実施するものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成14年7月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際、第5の規定に基づき保守協会から交付を受けている点検済票は、前項の規定にかかわらず平成15年6月30日までの間は、なお従前の例によることができるものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

#### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

点検済票の種類及び様式

点検済証	
消防用設備等保守業者賠償責任保険加入済	
点検種類	機器点検
点検事業者	
検日 年 月 日	
検回 年 月	
発行番号	
交付団体名	

45mm

消火器用

点検済証	
消防用設備等保守業者賠償責任保険加入済	
点検種類	機器点検・総合点検
点検事業者	
検日 年 月 日	
検回 年 月	
発行番号	
交付団体名	

50mm

消火器以外の消防用設備等用

点検事業者用

点検済証	
消防用設備等保守業者賠償責任保険加入済	
点検種類	機器点検
点検者	
検日 年 月 日	
検回 年 月	
発行番号	
交付団体名	

45mm

消火器用

点検済証	
消防用設備等保守業者賠償責任保険加入済	
点検種類	機器点検・総合点検
点検者	
検日 年 月 日	
検回 年 月	
発行番号	
交付団体名	

50mm

消火器以外の消防用設備等用

点検事業者以外の者用

- 注 1 材質は、ポリエステルとし、粘着剤はアクリル系再剥離タイプとする。
- 2 色は、次のとおりとする。
- 地 色① 点検事業者用：銀色又は白色とし、周囲を緑色とする。
- ② 点検事業者以外の者用：銀色又は白色とし、周囲をオレンジ色とする。
- 文字色：黒色及び白抜き
- 3 点検済票には、必要に応じて、シンボルマーク及び点検済票の種類を明示するための文字を入れることができる。

## 点検済票の貼付対象となる消防用設備等の種類及び表示位置

消防用設備等の種類		表示位置
消 火 設 備	消火器	本体容器
	屋内消火栓設備	加圧送水装置等の制御盤の前面及び消火栓箱の前面
	スプリンクラー設備	加圧送水装置等の制御盤の前面及び制御弁の直近 (補助散水栓を設けるものにあつては補助散水栓箱の前面、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の加圧送水装置を設けるものにあつては制御盤、その他のものにあつては末端試験弁取付け箇所の直近)
	共同住宅用スプリンクラー設備※	
	水噴霧消火設備	
	泡消火設備	加圧送水装置等の制御盤の前面、手動起動装置の操作部及び格納箱の前面
	不活性ガス消火設備	制御盤の前面及び手動起動装置の操作部 (移動式の場合は、赤色灯火の直近)
	ハロゲン化物消火設備	
	粉末消火設備	
	屋外消火栓設備	加圧送水装置等の制御盤の前面及び消火栓箱の前面
	動力消防ポンプ設備	ポンプ銘板の直近
	パッケージ型消火設備※	格納箱の前面
パッケージ型自動消火設備※		
警 報 設 備	自動火災報知設備	受信機の前面 (無線式の特定小規模施設用自動火災報知設備にあつては感知器の親機又は直近)
	共同住宅用自動火災報知設備※	
	特定小規模施設用自動火災報知設備※	
	複合型居住施設用自動火災報知設備※	
	ガス漏れ火災警報設備	
	漏電火災警報器	受信機の本体又は直近
	消防機関へ通報する火災報知設備	本体又は直近
	非常警報設備	操作部の直近、複合装置の本体又は放送設備のアンプ本体
住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備※		
避 難 備	避難器具	格納箱又は本体
	誘導灯及び誘導標識	開閉器の直近
消防用水		標識又は採水口の直近
消 火 活 動 上 必 要 な 施 設	排煙設備	制御盤の前面
	連結散水設備	送水口本体又は標識の直近
	連結送水管	送水口本体又は標識の直近及び加圧送水装置等の制御盤の前面
	共同住宅用連結送水管※	
	非常コンセント設備	開閉器の直近
	共同住宅用非常コンセント設備※	
	無線通信補助設備	保護箱の前面
加圧防排煙設備※	制御盤の前面	
非 常 電 源	非常電源専用受電設備	認定証票又は表示板の直近
	自家発電設備	
	蓄電池設備	
	燃料電池設備	
総合操作盤		操作部の前面
特殊消防用設備等		相当する消防用設備等の表示位置に準じた位置

備考 1 消防法施行令第32条の規定の適用を受けて設置されている設備機器にあつては、相当する消防用設備等の表示位置に準じた位置に点検済票を貼付することができる。

2 同一ボックス等に複数の消防用設備等に係る点検済票が貼付される場合にあつては、代表できる部分に1カ所とすることができる。

3 ※は、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を示す。